

泉大津での会社設立を応援します！

会社等設立 支援事業補助金

泉大津市内における創業・起業を促進し、更なる地域産業の活性化を図ることを目的とし、本市内において本店を置く会社等を新たに設立する事業者を対象に、**設立当初の経済的負担を支援するための補助金制度**を設けました。

補助対象者

泉大津商工会議所会員事業者または会員申込をしている者

対象条件

- ・ 令和5年10月1日以降に会社を設立していること
- ・ 泉大津市内に本店を置く会社等を新たに設立する者で、営利を目的とする会社（株式会社、合名会社、合資会社または合同会社）であること
例)
 - ①新規創業時に株式会社を設立
 - ②個人事業主から新規に株式会社を設立
 - ③すでに本市内で会社を運営しているが、第二創業として新規に株式会社を設立

募集事業者数

15社（先着順）

補助対象経費

- ・ 定款認証代（公証人手数料）
- ・ 定款謄本代
- ・ 定款印紙代
- ・ 登録免許税（本市の特定支援事業を活用した場合、軽減（半減）となります）
- ・ 行政書士や司法書士への定款作成料

補助率及び 補助金の額

補助対象経費の1/2（但し、補助上限額100,000円）
※予算に限りがございます。

注意事項

- ・ 設立後6ヶ月以内に申請すること
- ・ 泉大津商工会議所の創業相談、経営指導を受けること
- ・ 本補助金交付後、3年間は泉大津商工会議所会員を継続すること
- ・ 本補助金交付後、5年間の事業継続に努めること

| 申込み・問合せ先
| 泉大津商工会議所 経営支援課
| TEL 0725-23-1111

